平成２４年（再イ）第３号

神奈川県厚木市及川１丁目13番１号

再生債務者　早川　正夫

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成24年10月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年10月30日

横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

平成２４年（再イ）第２２号

静岡県浜松市北区初生町352番地の１

再生債務者　村松　宏行

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成24年10月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年10月30日

静岡地方裁判所浜松支部再生係

平成２４年（再イ）第１１４号

名古屋市千種区振甫町２丁目１番地　ユーフォリア振甫501

再生債務者　梅田　　郷

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成24年10月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年10月29日

名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（再イ）第１６０号

愛知県小牧市大字東田中2395番地１　フレスト小牧503号

再生債務者　木全　　誠

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成24年10月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年10月29日

名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（再イ）第２２号

宮崎市生目台東４丁目18番地10　シティビル生目台102号

再生債務者　大野　和己

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成24年10月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年10月30日

宮崎地方裁判所民事部個人再生係

平成２４年（再イ）第２３８号

札幌市手稲区前田９条19丁目１番５号

再生債務者　原田　義晴

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成24年10月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年10月30日

札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（再イ）第１９号

山梨県甲府市山宮町1826番地５

再生債務者　大原ますみ

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成24年10月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年10月30日

甲府地方裁判所民事部破産係

特定計量器型式承認

○独立行政法人産業技術総合研究所公告第 54 号

計量法（平成４年法律第51号）第89条第１項の規定に基づき、平成24年10月25日付けをもって次のように特定計量器の型式を承認したので同法第159条第１項第５号の規定に基づき公告する。

平成 24 年 11 月９日

独立行政法人産業技術総合研究所

理事長　野間口　有

１、承認番号　第D1226号

２、名称　上海寺岡電子有限公司

３、住所　中華人民共和国上海市金山区亭林鎮南金公路6058号

４、特定計量器の種類　非自動はかり

車両制限令第３条第１項第３号に定める道路の指定及び同令第10条第１項に定める通行方法の公示

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構公示第７号

道路整備特別措置法施行令（昭和31年政令第319号）第19条第１項又は第２項の規定により読み替えて適用される車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号及び第10条第１項の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

平成 24 年 11 月９日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

理事長　勢山　廣直

１．指定する道路の路線名及び区間

路　線　名	区　間
高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線（道央自動車道）	北海道茅部郡森町字赤井川56番102から北海道茅部郡森町字森川町317番90まで

２．指定する期日　平成24年11月10日

３．通行方法

１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①　走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

②　後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

③　道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

独立行政法人科学技術振興機構平成23事業年度財務諸表に関する公告

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第38条第４項に基づき、平成23事業年度独立行政法人科学技術振興機構の財務諸表について次のとおり公告します。

平成 24 年 11 月９日

埼玉県川口市本町４丁目１番８号

独立行政法人科学技術振興機構

理事長　中村　道治

貸　借　対　照　表

（平成24年３月31日）　（単位：円）

	一般勘定	文献情報提供勘定	調　整	合　計
資産の部				
Ⅰ　流動資産				
現金及び預金	7,362,496,862	1,633,301,381		8,995,798,243
売掛金	0	410,568,892	△ 178,459,238	232,109,654
貸倒引当金	0	△ 2,781,984		△ 2,781,984